

対象を
中間所得層まで
拡大!!

就学援助制度

未来まなび応援金



お子さまの小・中学校就学に必要な費用をサポートします。

<所得要件あり>

詳しくは中面をご覧ください▶

就学援助制度

未来まなび応援金とは？

学用品費など、お子さまの学校生活にかかる費用をサポートする制度です。

利用を希望される方は、次ページ以降をお読みいただき、申請してください。

なお、名古屋市では所得基準額を当面の間引き上げ、中間所得層まで対象を拡大しております。

目次

1 認定対象	P.2
2 認定期間	P.4
3 注意事項・その他	P.4
4 支給内容及び支給時期	P.5
5 提出書類	P.6
6 提出期限	P.6
・就学援助申請書	P.7

申請から支給までの流れ



お知らせ配布

学校より就学援助制度のお知らせが配布されます。



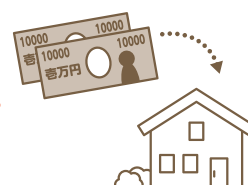
申請手続き

申請書を学校に提出します。



審査・認定

所得などをもとに審査を行い、学校から結果の通知が届きます。



支給

認定された場合、就学援助金が定期的に支給されます。

就学援助のお知らせ(令和8年4月～令和8年8月分)

1 認定対象

(1)認定区分(②は、世帯全員が同じ項目に該当していることが必要です。)

- ① 生活保護法に規定する要保護者
- ② 生活保護が停止または廃止された方(※世帯変更が理由で廃止された場合(再婚等)は該当しません。)
- ③ 児童扶養手当が支給されている方(※児童手当、ひとり親家庭手当等の他の手当は該当しません。)
- ④ 所得が基準額以下の方

世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯以上
所得基準額	321万8千円	345万6千円	417万8千円	485万円	537万6千円	(1人増すごとに) 45万5千円 加算
(年収目安)	470万円	500万円	590万円	672万3千円	730万8千円	(1人増すごとに) 50万7千円 加算

【各世帯員の令和6年(1月～12月)の総所得から10万円差し引いた額の合算額が上の所得基準額以下の場合】

※審査に用いる「所得」は年収とは異なります。詳しくは「(2)総所得金額」をご覧ください。

※物価高騰等の影響を鑑み、当面の間、所得基準額の引き上げを行っています。

※主に生計を維持している方の傷病や失業(解雇、倒産)などやむを得ない事情で収入が激減した場合は、令和6年の総所得が基準額を超過していても配慮する場合があります。詳しくは学校へご相談ください。(定年・自己都合退職は該当しません。)

※令和6年1月～12月に海外在住していた期間を有する世帯員がいる場合も給与明細等を提出いただく必要があるため、学校にご相談ください。

(2)総所得金額

審査で用いる「総所得金額」とは、地方税法(S25年法律第226号)第313条第1項に規定する「総所得金額」です。

<記載箇所の例>

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書「総所得金額」、源泉徴収票「給与所得控除後の金額」等

○市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書

所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分 総所得金額①	農業等 不 利 配 給 一時 譲渡	課税標準	総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当 先物取引
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料 (摘要)	障・寡・ひ・勤 配偶者特別 扶養 基礎 所得控除合計②		控除	老 扶 養 親 族 該 当 区 分 本 人 該 当 区 分 繰 越 損 失

○源泉徴収票

令和6年分 給与所得の源泉徴収票		給与所得控除後の金額(源泉控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収	
支払を受ける者	住所又は居所	氏名	職名	控除対象扶養親族の人数(配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の人数	障害者の数(本人を除く。)	その他
種別	支払金額	源泉控除後の金額	源泉徴収額	有	控除対象扶養親族の人数	障害者の数	その他
源泉控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	特定	老人	有	控除対象扶養親族の人数	障害者の数	その他
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除額				

※「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書」および「源泉徴収票」は総所得金額の確認に使用していただくものであり、申請書に添付する証明書としては使用できません。
詳細はP.6「5 提出書類」をご覧ください。

(3) 世帯および所得計算の考え方

※就学援助での「世帯」とは、同じ家に住んでいる方すべてをいいます。祖父母等で生計や住民票を別にしているが、同じ家に住んでいる方は同一世帯とみなします。なお、単身赴任や共同親権などにより、同じ家には住んでいないが、親権者である方も同一世帯に含みます。

○下記〈例〉の世帯および所得計算の考え方

①世帯の考え方

- ・単身赴任により、父は別居中であるが子の保護者として養育義務があるため、必ず世帯に含める。
 - ・祖父母は生計や住民票を別にしているが、同じ家に住んでいるため世帯に含める。
- 以上の点より、父、母、子、祖父、祖母を同一世帯とし、5人世帯となります。

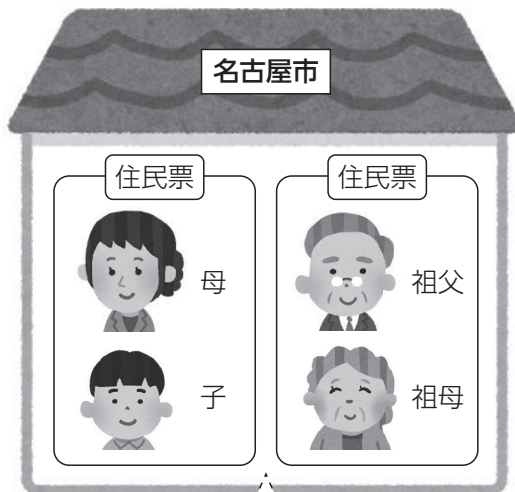
②所得計算の考え方

- ・各世帯員の所得から10万円差し引いた金額の世帯員全員分の合計額と所得基準額を比較する。
- ・母、祖母は所得金額が480,000円以下であるため、世帯の所得金額に合計しない。
- ・祖父母は令和7年1月1日時点で名古屋市に居ないため、また、父は子と住所が異なるため、1月1日に住民票がある自治体が発行する総所得金額のわかる証明書をもらう必要がある。

所得	父	母	祖父	祖母	児童生徒本人	合計
所得金額	3,000,000	450,000	2,000,000	0	—	5,450,000
審査に用いる所得金額	↓ -10万 2,900,000	扶養内のため 0	↓ -10万 1,900,000	0	—	4,800,000

以上より、〈例〉の世帯の審査に用いる所得は480万円となります。これは5人世帯の所得基準額の485万円を下回るため、就学援助の認定を受けることができます。

〈例〉



- ・母：パート(所得45万円)
- ・子：児童生徒本人
- ・祖父：正社員(所得200万円)
- ・祖母：無職(所得0円)
- ※祖父母は令和7年3月1日に市外より転入しており、世帯分離をしている



- ・父：正社員(所得300万円)
- ※現在単身赴任

2 認定期間

認定期間は申請が受け付けられた当月から令和8年8月までです。また、令和8年4～7月に申請できなかった方や、認定されなかった方も、9月以降に要件を満たせば新規申請していただくことができます。9月以降の新規申請の手続きについては、9月上旬に学校を通じてご案内する予定です。

3 注意事項・その他

- ①就学援助に関する情報は、個人情報のため、他人に知られることのないように配慮します。
- ②申請内容に修正や誤りが判明し、認定要件を満たさなくなった場合は認定を取り消すことがあります。申請内容に疑義がある場合、事情を確認することや、職権で世帯状況および所得等の確認をすることがあります。
- ③就学援助の認定中に世帯状況が変わる場合(保護者変更、再婚、共同親権開始、転居、祖父母と同居、世帯員の増加等)は、必ず、すみやかに学校へご連絡ください。再婚等により世帯に新たな構成員が加わった場合、一旦就学援助の支給を停止します。引き続き就学援助を希望する場合は、新しい世帯構成で再申請していただきます。なお、離婚等により世帯の構成員が減った場合については、就学援助の支給を引き続き行います。
- ④地震や豪雨等で被災されたことを理由に申請する場合の手続きについては、学校へご相談ください。
- ⑤今回、情報閲覧・確認にかかる同意をいただくことで、令和8年9月以降の自動継続審査時も同意しているものとみなします。なお、同意しない場合は申請書の「同意しません」にチェックをしてください。チェックされる場合は、毎年証明書類の提出が必要となりますのでご注意ください。



4 支給内容及び支給時期

※認定された場合、支給内容の確認の参考になりますので、大切に保管してください。

※9月(2学期)以降の支給額は9月以降認定された場合に支給予定です。

学用品費等			小学1年生	小学2～6年生	中学1年生	中学2・3年生	支給時期	
	1学期分	5,670円		6,680円	10,690円	11,560円	6/1頃	
	2学期分	4,320円		5,040円	8,200円	9,000円	10/26頃	
	3学期分	3,240円		3,780円	6,150円	6,750円	1/25頃	
オンライン学習通信費	全学年	1学期分：6,250円 2学期分：5,000円 3学期分：3,750円				1学期分：6/1頃 2学期分：10/26頃 3学期分：1/25頃		
入学準備金	小1 中1	4月時点で就学援助を受けている児童生徒に支給 ※令和8年4月より入学準備金の単価を増額しました。入学前に受給されていて、4月時点で就学援助を受けている児童生徒には、差額(小:7,240円、中:18,000円)のみ支給します。			小：64,300円 中：81,000円	6/1頃		
卒業アルバム代等	小6 中3	3/1時点で就学援助を受け、卒業アルバム等を購入する児童生徒に支給				3/31頃		
学校給食費	中学生	鳴海中学校は原則、保護者に支給されません。(学校長から給食事業者に支払い) 中学校のスクールランチ実施校は、 実際に飲食した金額 を保護者に支給				【スクールランチ分】 4月分：6/1頃 3月分：3/31頃 その他の月：翌月25日頃		
野外活動費	小5 中2	実施時点で就学援助を受け、宿泊を伴う野外活動に参加した児童生徒に支給				実費額	実施後 (通常2～3カ月後)	
修学旅行費	小6 中3	実施時点で就学援助を受け、修学旅行に参加した児童生徒に支給						
通学交通費	特別な教育的配慮により、小学校4km以上・中学校6km以上の通学距離がある学校へ、公共交通機関を利用して通学する児童生徒に支給(特別支援学級への通学は、通学距離を問いません。)				7月 10月 1月			
学校生活管理指導表文書費	全学年	食物アレルギー、心臓・腎臓関連の疾患に関して医師が作成する学校生活管理指導表の文書料を支給。医療機関の領収書が必要				実費額 (限度額 3,000円)	4、5月分：6/25頃 その他の月：翌月25日頃	
学校病医療費	学校の指示で治療した 学校病* の治療費を、学校長から医療機関に支払い(保護者に直接支給はされません。) ※トラコーマ、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、むし歯、アデノイド、寄生虫病、特定の皮膚病							

※学用品費等とオンライン学習通信費は、学期途中で認定された場合は金額の一部が支給されます。

※オンライン学習通信費は、お子さんの通っている学校で、タブレット端末を活用した家庭学習を行っていない場合、支給されません。

※入学準備金は、入学前に他市町村から入学準備金を受給されている場合、支給対象外となります。ただし、受給額が本市の入学準備金よりも低額だった場合、その差額を支給します。

※生活保護受給世帯は、**修学旅行費、学校病医療費のみ**支給します。その他は生活保護費(教育扶助)に含まれます。

※学校病の**治療の際には、必ず「治療明細書」等を事前に学校から受け取り、医療機関へお持ちください。なお、子ども医療証、ひとり親家庭医療証がある場合は、そちらを優先します。**

※保護者が口座振替を申し込まれた場合、原則として保護者口座へ直接振り込みます。振込名義は「エンジヨナゴヤシ」です。ただし、学校徴収金のうち就学援助の対象のものについて未納がある場合、学校に支払う場合があります。

5 提出書類

(1) 就学援助申請書(P.7)

網掛け部分 については必ず記入してください。

世帯状況欄には、同一世帯の方全員を記入してください。(P.3参照)

審査に必要な情報取得に同意した場合、下記の証明書類の提出は不要です。

※対象のお子さんが2人以上いる方は、お子さんそれぞれについて申請をしてください。

※名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードもできます。

※申請書はボールペン等消えないペンで記入をしてください。

(2) 証明書類(申請書の「同意しません。」にチェックをした場合などに必要)

※不同意の他に、令和7年1月2日以降に名古屋市に転入された場合や所得の申告をされていない場合、お子さんと住所が異なる所に住んでいる場合は、審査に必要な情報取得ができないため、証明書類の提出が必要です。

認定区分	証明書類(「同意しません。」にチェックした場合など)	証明書等発行場所
①	不要	
②	保護決定通知書(【令和6年4月2日以降】の停止・廃止)	
③	児童扶養手当証書(受給期間が【令和6年11月以降】のもの)の写し ※社会福祉事務所長の押印がされたページの写しが必要です。 ※父母のいずれかが重度の障害を有することにより児童扶養手当を受給している場合は、重度の障害を有していることがわかるもの(障害者手帳のコピー等)を添付してください。	区役所民生子ども課 支所区民福祉課 (社会福祉事務所)
④	世帯全員分の総所得金額がわかる証明書(写しも可) ※名古屋市では市民税・県民税・森林環境税証明書になります。 ※令和7年度(令和6年分所得)の証明が必要です。 ※所得税法上扶養されている方や高校生以下の方の分は必要ありません。	市税事務所、区役所・ 支所の税務窓口

※認定区分①～④については、P.2 1(1)認定区分をご覧ください。

記載例はこちら↓

6 提出期限

(1) 令和8年4月からの認定をご希望の方

令和8年4月13日(月)までに学校へ提出

※(1)の期限までに提出できない場合は学校へご相談ください。

(2) 申請は令和8年5～7月も随時受け付けています。ただし、就学援助費の支給は原則、不備なく申請が受け付けられた当月分以降(ただし、申請月の1日現在で名古屋市内の小・中学校に在籍がない方は翌月以降)が対象となります。
(例：令和8年5月に不備なく認定→5月分から支給開始)

【就学援助に関するお問い合わせ先】

名古屋市教育委員会学事課(TEL 052-972-3217、FAX 052-972-4175)または 通学先の学校



※すでに認定がされている方(令和7年9月以降に認定された方、小学校入学前に新規認定された方)は改めて申請する必要はありません。

(様式1)
新規

就学援助申請書

(認定期間：令和8年8月まで)

(宛先) 名古屋市教育委員会

年 月 日

下記事項に同意した上、必要書類を添えて就学援助を申請します。

- ・就学援助の給付の請求及び返納に関する事務を学校長に委任し、請求については委任した事務を復委任すること。
- ・口座振替の登録が完了していない場合、就学援助費の領収を学校長に委任すること。
- ・学校徴収金が未納の場合、就学援助費の領収及び学校徴収金への充当を学校長に委任すること。
- ※名古屋市立学校へ転校した場合、上記の委任行為は転校先の学校長に移ることとします。
- ・審査のため、教育委員会が同居者全員の住民基本台帳および学齢簿情報を閲覧し、必要に応じて世帯状況を調査すること。
- ・教育委員会が申請及び審査情報を就学援助の事務処理に活用すること。
- ・現に就学援助を受けている者（就学援助の期間が満了する月が8月である者に限る。）が、当該期間中に、就学援助を受けないことを希望する旨を申し出ないときは、継続申請書を提出したものとみなすこと。
- ・同意しない旨を申し出ないときは、審査のため、教育委員会が同居者全員の生活保護情報、児童扶養手当情報及び所得情報を閲覧し、必要な情報を確認すること及び、認定された場合、認定が継続する限り教育委員会がこれらの情報を取得すること。

同意しません。必要な証明書類を毎年添付します。

同意する場合は、チェック不要です。

※チェックした場合、毎年証明書類の提出が必要となります。

- ・保護決定通知書
 - ・児童扶養手当証書
 - ・所得証明書
- のいずれか

住所	町名、番地・番号、アパート・マンション名、部屋番号		
	〒		
名古屋市 区			

児童生徒	名古屋市立		小学校・中学校	年生
	(フリガナ)			
(姓)		(名)	平成・令和 年 月 日生まれ	

児童生徒以外の世帯員(同居者全員及び別居の親権者)	続柄 (児童生徒から見て)	氏名(姓)	氏名(名)	生年月日
		保護者 続柄()		
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

(該当する項目の番号を1つだけ○で囲んでください。)

申請理由	1	生活保護を受けている	名古屋市に在住でない方、名古屋市に税情報がない方など、審査に必要なデータが取得できない場合は、証明書の添付が必要となります。
	2	生活保護が停止又は廃止された	
	3	児童扶養手当が支給された	
	4	所得が基準額以下である	

その他(生計維持者の傷病・失業(解雇・倒産)による収入激減、海外転入により所得証明書が入手困難など)
 ・事情を具体的に記入した上で事前に学校に相談してください。
 ・離婚調停中等で別居かつ生計が別であるため世帯員に含めないなどの事情がある場合も具体的に記入してください。

備考	認定者番号
----	-------

この欄は教育委員会が記入します。

切り取り線